

# じゃがれたー

## No.18

（じゃがれたーは、日本成年後見法学会（Japan Adult Guardianship Law Association）  
＝略称JAGA）が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成24年3月30日  
発行 日本成年後見法学会  
発行人 理事長 新井 誠  
編集 広報委員会  
[委員長] 長谷川秀夫  
[委員] 岩井 英典  
大輪 典子  
香川 美里  
北村裕美子  
佐藤 米生  
平岡 祐二  
星野 美子  
山口栄三郎

### 巻頭言

## 選挙権剥奪違憲訴訟から

弁護士 大石剛一郎

昨年（2011）年は、成年被後見人は当然に選挙権を失うことが規定されている公職選挙法11条1項は憲法違反である、として争う裁判が4件（東京、埼玉、京都、札幌）提起された。この「選挙権剥奪は違憲」の論点は、2000年4月から成年後見制度が施行されてから（もしくは従前の禁治産制度の時代から？）、成年後見制度利用の関係者の間では一定の問題性を認識されながらも、ずっとくすぶり続けてきた、眠り続けてきた、いわば古典的な論点・問題である。それが昨年、茨城県牛久市の当事者が声を上げた後、「こだま」のように全国に広がった。

上記4カ所の地方裁判所では、現在、白熱した議論が繰り広げられている。「そもそも選挙権という、国民にとって非常に重要な権利が、『能力』によって制限されるのか」、「仮に選挙権を適切に行使するために必要な『能力』というものが要求されるとしたら、それはいったいどのような『能力』なのか（意思能力なのか、事理弁識能力なのか、両者の異同は？）それらと財産管理能力とはどのような関係になるのか……など」、「選挙権行使の『公務』的な性質をどのように考えるか」、「選挙制度に関する法律の裁量権（憲法44条）はどこまでのものか」、「諸外国の制度・理論においてはどうなっているのか」などなど、法

的・理論的な議論が質・量ともに多く、激しく飛び交っている。この問題の重要性・根深さからみて、避けられないことだと思う。いろいろな地方のたくさんの弁護士が、文字通り英知を集結せんとしている。私などは、この関係のメールチェックや議論の内容の理解・把握だけでも、四苦八苦している状態である。

そんな中、成年被後見人になった本人が、後見決定以前は選挙に行って投票していた、そのことを大事に思っていた、本当は今も選挙に行って1票を投じたい、と思っているという事実自体が、後ろに追いやられないようにしなければならない、と思う。もちろん、弁護団も支援者もそんな気は毛頭ないし、その点の問題意識はもっている。ただ、成年後見制度にはいつも、本人の意思・意向・希望・思いが知らぬ間に「二の次」にされてしまう危険の香りがつきまとうので、注意したいと思う。

## 第8回学術大会

平成23年10月29日(土)、立命館大学朱雀キャンパスにおいて、第8回学術大会が開催された。今大会の統一テーマは「公的支援システムの具体的あり方—横浜宣言の実質化に向けて」として、午前部では各現場からの現状報告、午後部では論文整理とパネルディスカッションが行われた。

開会の挨拶においては、主催者を代表して新井誠理事長から、2010年成年後見法世界会議における「成年後見制度に関する横浜宣言」(本紙No.16参照)の具体的実現化に向けて今大会のテーマは非常に重要なものであること、また、共催である立命館大学の二宮周平教授をはじめ、早朝から街頭に立つなどのご協力をいただいた学生ほか関係者の方々に対して感謝の意が述べられた。

### 午前の部

#### ◇特別報告・大橋洋介氏(弁護士)「東日本大震災と高齢者・障がい者問題～弁護士の視点からの考察～」

大橋氏は、弁護士であるとともに自身が被災者でもあったため、早期に支援に踏み出すことはできなかったが、メール等可能な手段で情報収集をして支援に備えていたと述べた。法律家としてすぐに支援に踏み出すべきかどうかの葛藤もあったが、前向きな姿勢を忘れないでいた旨を語った。

また、被災地での支援活動では、普段から顔の見える異業種の連携がいかに大切であるかを強く感じたことなどが報告された。

最後に、このような報告の機会を通して、今なお続いている被災状況を周囲が忘れないことが、これからが正念場である被災者の心の支えとなることから、今後も引き続き支援をお願いしたい旨の挨拶で報告が終了した。

#### ◇個別報告・田中一裕氏(厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐認知症・虐待防止対策推進室併任)「市民後見人の育成及び活用に向けた国の取組等について」

田中氏は、地方において成年後見開始の市町村長申立てが十分に活用されていない現状分析を紹介し、国は、市民後見人の育成と活用を主要テーマとして、老人福祉法32条の2を新設して市町村に対しその努力義務を課したほか、市民後見推進事業を創設し、市民後見人を確保する体制の整備・強化を推進していること、現在、37の市町村および大阪府・和歌山県・福岡県の3府県において実施されていることが報告された。

#### ◇個別報告・藤原一男氏(社会福祉法人大阪市社会福祉協議会大阪市成年後見支援センター課長)「大阪市の市民後見人の活動状況」

まず、同センターが作成したDVD「成年後見の新たな担い手・市民後見人」が上映された。

同市では、成年後見活動を、大阪市と地域住民とが共同する地域福祉として位置づけているというのであった。

#### ◇個別報告・小山達也氏(社会福祉法人伊丹市社会福祉協議会地域福祉推進室室長)「『伊丹市福祉権利擁護センター』について」

伊丹市では平成23年度に福祉権利擁護センターを立ち上げ、調整支援委員会では既存の相談窓口のバックアップ、後見支援委員会では市民後見人を養成する事業等を行い、後見を受任する層を深めているという活動状況が報告された。

#### ◇個別報告・庄司彰義氏(岸和田市保健福祉部福祉政策推進担当)「岸和田市の成年後見制度における地域包括支援センター等との連携」

市長申立てが進まない現状の分析がされ、また、普段から顔の見える関係づくりとして、高齢者虐待対応会議、権利擁護検討会議など実務者レベルの会議を設けていること、今年度より大阪府、社

会福祉協議会等と共同で市民後見人の養成を始めることが報告された。

◇個別報告・池内力氏（兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課）「兵庫県における『市民後見人養成事業』について」

県では、市町に提供する研修マニュアル等の作成をしており、家庭裁判所が安心して市民後見人を選任できる支援体制の課題を検討していくとのことであった。

（橋本 健司）

午後の部

◇概要

午後は、神谷遊氏（同志社大学教授）と二宮周平氏（立命館大学教授）がコーディネーターを務め、パネリストとして、戸倉晴美氏（大阪家庭裁判所裁判官）、田中一裕氏（厚生労働省老健局高齢者支援課課長補佐認知症・虐待防止対策推進室併任）、朝間一浩氏（大阪市健康福祉局生活福祉部地域福祉課計画担当課長代理）、芳賀裕氏（公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート前理事長、司法書士）、田村満子氏（社団法人日本社会福祉士会副会長、社会福祉士）の5名が登場し、「公的支援システムの具体的あり方—横浜宣言の実質化に向けて」をテーマにパネルディスカッションが行われた。冒頭に、二宮氏が論点を整理された。以下、その論点に沿って議論の概要を紹介する。

◇申立手続に関するもの

① 市町村における申立てに関する相談部門の設置 この論点はあまり取り上げられなかった。広報・啓発がまだ必要という議論がなされ、田中氏が成年後見制度利用支援事業の中で普及・啓発に取り組んでいるという発言があった。

② 申立費用の問題 この論点についても、芳賀氏が申立費用の負担が申立ての阻害要因になってはならないと発言する程度であった。大会のまとめで、成年後見制度利用支援事業、生活保護法、介護保険法による公的援助が強

調されている。

③ 市町村長申立て 朝間氏が市長申立ての現況並びに申立てに対する妨害事例、高齢者虐待に対する対応などを紹介された。

◇後見人の担い手に関するもの

① 市民後見人の養成・支援の問題 午前中の個別報告を受け、この問題が最も活発に議論された。戸倉氏は、大阪市の市民後見人について、信頼のおける組織で養成され、選任後も支援体制が整っていることを評価し、一般市民の目で本人に寄り添った後見活動に対する期待を表明した。神谷氏から市民後見人の質の担保が必要ではないかという問題提起があり、芳賀氏が養成のガイドラインの策定や養成組織の認定制度などを提案した。これに対し、田中氏は、標準的なカリキュラム（例）を厚生労働省で作成中であり、実施機関の認定制度は今後の検討課題であると答えた。

② 新しい養成・支援システムの構想 芳賀氏が、「日本成年後見センター」、「県・市町村の成年後見センター」、「市民後見人協会」による組織的な支援システムの構想を紹介された。

③ 親族後見人に対する支援 後見人の担い手の中で過半を占める親族後見人に対しても支援の手を差し伸べる必要があることが確認された。そして、大阪家庭裁判所、成年後見センター・リーガルサポートおよび日本社会福祉士会の取組みが紹介された。

④ 法人後見・公的後見人 個人の後見人では対応困難な事案に対する法人後見や公的後見人の必要性が議論された。田村氏は、一定の身分を保障された公的後見人が、判断能力に問題がある被疑者や出獄者の社会復帰を支援するシステムを整備する必要性を強調された。

（佐藤 米生）

# 台湾訪問記

筆者は、2011年11月18日に台湾法務部内で行われた「日台成年後見法意見交換会」への参加と輔仁(Fu Jen)大学法学部を訪問する機会を得た。ここでは、その会議内容について報告する。

## ◇台湾法務部での意見交換会

台湾総統府に隣接する台湾法務部の2階会議室で2時間余りにわたり意見交換を行った。

日本側は、新井誠理事長をはじめとする日本成年後見法学会メンバー8名。台湾側からは、戴東雄(Tai Tong-Schung)台湾大学法学院名誉教授、陳明堂(Chen Ming Tang)法務部常務次長ほか法務省関係者12名の参加であった。戴名誉教授は司法院大法官であり台湾の信託法改正委員にもなっている。冒頭、陳常務次長から「台湾は高齢化と少子化の問題に直面している。3年前に成年後見に関する法改正を行ったが、今回、日台2国間でよりよい法改正のための議論をもつことができたのは意義深い」とのご挨拶があった。日本側からは、①法定後見制度の3類型の利用状況と課題(村田彰常任理事)、②後見人の量的質的確保についての現状と課題(大貫正男副理事長)、③成年後見制度と高次脳機能障害の現状と課題(長谷川秀夫常任理事)、④任意後見制度の取組みの現状と課題(高橋弘常任理事)、⑤市町村長申立費用の現状と課題(中村昌美幹事)、⑥地域における成年後見運用の課題(澁谷)の説明がなされた。日本の問題として、家庭裁判所の役割と担い手の問題、市民後見人養成の必要性、老人福祉法改正により市町村に市民後見人養成義務が課せられたことなどが話題となった。一方で、台湾の老人福利法(14条)では、①老人の財産の安全を保護するために自治体はその財産に信託を設定することを勧奨し、②監護または補助の宣告を受けた法定扶養義務者を有しない高齢者の財産管理・処分を信託業者に委託できる旨の規定を置いていることが紹介された。ほかにも台湾信託法

は受益者保護を念頭においた法改正を行っていること、日本の成年後見信託についてなど、両国の信託法に関する質疑が盛んになされた。

## ◇輔仁大学法学部訪問

台北市内にある輔仁大学は、日本でいえば上智大学のようなキリスト教系の私学であり、医学部を含め11学部を擁する学生数2万人余りの総合大学である。法学部の林秀雄(Lin Hsiu-Hsiung)教授は台湾家族法の権威であり、日本の明治大学で博士号を取得されている。先生方との意見交換では、アジアにおける家族観と西洋型の個人主義の関係や、アジア型成年後見制度という考え方など、興味深い話題が議論された。夜には場所を替え、陳榮隆(Chen Jung-Lung)法学部長も加わり台湾料理を囲みながらの懇親会となった。

## ◇台湾後見事情

台湾・中国・韓国・日本はともに少子高齢化の問題を抱えている。台湾は、世界で最も少子化が進んでいる国でもある。今回の訪問で、台湾当局がわが国の法制度の実情に高い関心を持っていること、成年後見制度や信託制度を活用した法的整備への取組みに対する政策担当者や研究者の熱意が伝わってきた。台北市内の寺院や町並みからは、信仰心の篤い伝統的な家族主義が想像され、古きよき日本の姿を見るようであった。台湾の置かれた現状を踏まえ、東アジア共通の問題としてわが国がリーダーシップを担い、両国間で法制度面でのよりよいパートナーシップをとることが重要であると感じた訪問であった。(澁谷 彰久)



## ● 私と成年後見 ●

## 手話は言語

本稿では、専門職後見人としての後見業務や手話通訳などの仕事を通じ、多くの聴覚障害を抱える高齢者と出会ってきた筆者の経験をもとに、とりわけ配慮の必要な幼児期からの重度の高齢聴覚障害者であり、成年被後見人でもある A さんと B さんの例を紹介し、後見業務に求められる自己決定権と残存能力の尊重のあり方を考えてみたい。

## ◇コミュニケーションのとり方と周囲への説明

A さんは、筆者が成年後見人候補者として初めて対面した時から、筆者のする手話での質問に対して戸惑いはなかったが、自らの意思の表出はわずかであった。A さんが後見等を申し立てる際に添付された診断書には、「障害のため検査、診察の難しさあり」と記述されていた。聴覚障害者の診察には手話通訳者が介在していると思われるが、日本語の質問内容を同等レベルの手話に翻訳しても本人が回答できないこともあり、本人の生活や経験に合ったレベルに言い換えをしていると推測する。このとき、手話通訳者は医師に対して本人の状況を伝え、質問を言い換えてよいか尋ね、通訳者の主観や判断が入らないように努めて通訳をしているはずであるが、こうした場面の意思疎通には困難さが伴う。現在、手話通訳者の認定や研修は障害者自立支援法に基づき市区町村の独自事業に位置づけられていて、その力量には地域格差が生じている。今後は、制度上の問題の改善と、通訳者の研鑽が必要だと思われる。すでに週7日のホームヘルパーと週6日のデイサービスを利用していた A さんに、周囲のスタッフはコミュニケーションがとれていると自信を持っていたが、筆者には、A さんが時々手をあげたり足で蹴ることが気になっていた。面談を重ねていたあるとき、A さんの「正月／雪／寒い」との手

話表出をきっかけに、手話での会話が続くようになった。A さんは聴覚障害者を中心とした施設のショートステイを数回体験した後、特別養護老人ホームに入所するに至った。現在は、施設の職員や利用者として手話での生活を楽しんでいる。周囲と喧嘩をすることもあるが、手をあげたり蹴ったりする行為は消失した。

B さんは、筆者が成年後見人となった後に介護サービスの利用を始めた。しかし、聴覚障害者へサービス提供をした経験がある事業所はなく、そのため、サービスの利用に関する本人への説明や契約手続と並行して、事業所に対する障害理解・コミュニケーション方法・具体的な対応といった一連の説明を行うのも筆者の役割となった。本人への説明や意思確認が必要な場面に手話通訳を欠かないことの理解を得たうえで、身振りや絵を書きながらでも日常生活に必要なやりとりはできると説明した。本人の教育歴や経験によっては手話の語彙が少なく、絵や身振り、サインを用いることもある。

## ◇聴覚障害者を支援する際のポイント

聴覚障害者を支援する際には、本人の生活歴を理解し、本人にストレスのないコミュニケーションを用いて寄り添うことが大事である。また、在宅生活・施設入所いずれにあっても、聴覚障害の特性に合わせた制度活用の普及、専門職者の養成・確保、専門機関の設置と関係者のネットワーク化が不可欠である。少数者にとっても安心して使える制度となるように成年被後見人とともに歩んでいきたい。

(社会福祉士 倉谷 慶子)

## 判例研究

判例研究委員会

## ■不在者の財産管理人の監督に関する家庭裁判所の責任（東京高裁平成22年10月7日判決・判例タイムズ1332号64頁）

## 〔事案の概要〕

妻 A と離婚し、幼い息子たちを遺棄して長年行方不明になっていた X（原告、被控訴人）は、長男 B および A も死亡した後、成人した次男 C および三男 D のうち、D が交通事故で死亡したので、その損害賠償金約7000万円について、唯一の相続人となった。そこで、C（X の唯一の相続人）が、平成9年5月、不在者である X の財産管理人に選任された。C は、平成10年2月および3月に管理報告書を家庭裁判所に提出して以後、いっさい報告書を提出せず、平成10年8月から平成15年4月までの間、33回にわたり、家庭裁判所の許可を得ないまま、保管口座から約6400万円余りを引き出して遊興費等に費消した。たまたま、新住所が判明し、家庭裁判所から連絡を受けた X は、C を告訴するとともに（C は起訴され業務上横領罪で懲役3年・執行猶予3年の有罪判決を受けた）、国 Y（被告、控訴人）に対し、不在者の財産管理人の監督の任にある家事審判官に、職務上の義務違反があったとして、国家賠償法1条1項に基づき、約6100万円余りの損害賠償を求め、訴えを提起した。

## 〔判決要旨〕

「家事審判官による不在者財産管理人の監督につき職務上の義務違反があるとして国家賠償法上の損害賠償責任が肯定されるためには、争訟の裁判を行う場合と同様に、家事審判官が違法又は不当な目的をもって権限を行使し、又は家事審判官の権限の行使の方法が甚だしく不当であるなど、家事審判官がその付与された趣旨に背いて権限を行使し、又は行使しなかったと認め得るような特別の事情があることを必要とするものと解すべきである」とその判断基準を示し、C を財産管理人に選任したことはもとより、その後の C の監督についても、「どのように監督するかは家事審判官の広範な裁量に委ねられている」とし、C に対し、財産管理状況の報告を催告する行動に出ず、財産管理人の金銭保管口座のある銀行に残高照会をしなかったとしても、それらの事実からただちに、「その付与された権限の趣旨に背いてこれを行行使し、又はこれを行行使しなかったと認め得るような特別の事情があるものと認めることはできない」とした。

## 〔解説〕

本判決は、控訴審として原審判決（東京地裁平成22年2月24日判決・判例集未登載（平成21年（ワ）第17989号）の Y の敗訴部分を取り消し、X の請求を全面的に棄却した。原審は、家事審判官が、C の財産管理状況について権限を行使して何ら具体的な調査をしなかったことは、「その付与された権限の趣旨に照らし許容される裁量の限度を逸脱して著しく合理性を欠くものといわざるを得ない」とし、平成14年3月以降に横領された約1630万円については X の損害賠償請求を認めた。

財産管理人の選任・監督にあたって、後見的役割を期待される家庭裁判所の地位に照らすと、積極的な権限行使が要請される場合がありえ、通常の訴訟事件などの「争訟」の場合と同様な意味で、広範に裁判所の裁量が許されるとする本高裁判決は妥当でないと思われる。ただし、本判決は、そもそも相続人としての実質的な適格性に疑問のある X について賠償請求を認めるべきではない、という価値判断が背後にあることがうかがえる、一種の「事情判決」ともいえる。

理論的には、一審判決の方向が妥当だと思われるが、成年被後見人等の身上監護のための財産管理が制度目的でもある成年後見制度においては、その制度目的に照らした家庭裁判所の監督権限とその責任の判断基準が、より精密に考察されるべきだと考える。（流通経済大学教授・弁護士 西島 良尚）

## ～実務現場報告～

# 鑑定手続における問題点

鑑定手続について、筆者の日頃の診察業務の中で遭遇した、問題があると思われる事例を以下に2つ示す。

### ◇事例1

ある男性が、父親を伴って来院し、後見の開始審判申立てのための診断書を希望した。しかし、簡略な認知障害の判定スケールでは、ほぼ満点に近く、さらに精神障害や知的障害の可能性もなかったため、申立てをするほどの障害はないのではないかと伝えて、帰っていただいた。

これだけであれば、家族の理解不足だとして、終わる話である。しかし、驚いたことに、過去のカルテを見ると、数カ月前にも同様に受診した記録があり、その時の医師の診断では「自己の財産を管理・処分することができない（後見相当）」の項目にチェックが付けられていた。カルテを見る限り、本人の状況は私が診察した時とほとんど変わりはなく、おそらく、「今日はたまたま調子がいいだけだ」などと言われ、家族の言うがままに、深く考えず、後見相当の項目にチェックをつけたのではないかと思われた。

### ◇事例2

救急病院整形外科から、徘徊が激しい認知症の高齢者がいるので、認知症病棟に入院させてほしいと連絡があった。長女同伴で本人が受診したところ、難聴があり、反応や理解が十分ではなかったが、徘徊や重度認知症と思われただけで、アルツハイマー病などの認知症ではないと思われた。念のため通院を続けたが、服薬や日々の身の回りのことなどはできており、生活に支障はなかった。

通院を始めてから1年が経とうとしていた頃、突然、以前に同居していたという息子から、娘を通じて後見の開始審判申立てをするから診断書を書いてほしいと頼まれた。後見には相当しないからできないと言うと、執拗に病院事務所に訴え、「補助でもいいから書け」とすごい剣幕で要求し

てきた。補助相当程度の認知能力の低下があるのか、判断が難しいところではあった。しかし、自分の意見や生活に対する希望を言うことができる本人が「そんな必要はない」と意思表示されたため、これも断った。

後に事情を長女に聞くと、本人と長男は以前に同居をしていたが不仲になり別居し、その後、本人の財産管理の主導権をめぐってもめているとのことであった。長女は「かかわると怖い」と言うばかりであった。

### ◇まとめ

2事例とも、本人は、難聴などコミュニケーション上のハンディはあっても、認知能力はほぼ健常といってよいレベルの方であった。財産管理能力の程度を判断するには、どうしても、生活上のエピソードに依存することが多く、医師は、親族が事実を誇張して伝えても、それを確認するすべはない。

事例1は、親族に共感するあまり、親族寄りの診断書を書いてしまう危険性を示している。事例2では、もし仮に、最初に入院した救急病院の医師に頼めば、「後見」と記した可能性は高く、実際、私に断られた後にそのような行動をとったかもしれない。すでに全国的に鑑定や調査官面接が省略されてからの事案であり、そのまま後見となっているかもしれないのである。

(社会医療法人杏嶺会いまいせ心療センター医師 水野 裕)

新コーナー・実務現場報告では、読者のご意見を募集します。今回取り上げた「鑑定手続」について体験したこと、日頃感じていることをお寄せください。寄せられたご意見については、今後、本紙で紹介させていただくことがあります。800字以内で、メール(j\_jaga@nifty.com)またはFAX(03-5798-7278)にてお送りください。

■委員会報告■——制度改正研究委員会

平成23年度は、2010年成年後見法世界会議における「成年後見制度に関する横浜宣言」からみて、わが国の成年後見制度にはどんな課題がありどんな改善や改正が必要であるか、および、任意後見制度の改善・改正の提言につき、検討を行った。

現行法定後見制度には、必要性の原則が導入されておらず、行為能力の制限も、財産に関する成年後見人の権限も包括的である。他方で、財産に関するもの以外の権限については規定がない。包括的な取消権の存在は障害者権利条約上も問題が大きであろうし、他方で、医療の同意権にとどまらず、郵便物の開封や個人情報処分の権限があるのか、疑問点が多い。

このため、成年後見の現実の運用でも、これらの問題点を念頭において、携わることが求められる。たとえば、管理の便宜のためということだけで財産を換価してしまうことは避けるべきであり、本人のための医療に成年後見人等がかかわらないことはできず、必要な範囲で同意することもありえるであろう。

また、制度の利用に伴う資格制限も、特に選挙権の制限において大きな問題を抱えていることから、現在進行している選挙権確認訴訟を注視していく必要もある。

任意後見制度改正提言に関しては、成案作成が遅れているが、改正項目については整理が終わり、最後に、この制度の利用を身体障害者まで広げるべきかという点を検討している。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

■委員会報告■——高次脳機能障害に関する研究委員会

当研究委員会の平成23年度の活動は、以下の4つの班に分かれて活動を行った。

- ① 「交通事故による高次脳機能障害者支援のための自賠償保険手続の運用改善」班（班長・古笛恵子委員）は、運用改善に向けた研究を行った。2012年、『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準（講演録編）』に後見の申立費用や後見人報酬が賠償金に含まれる際の算定基準についての講演録が収録されている。今後も交通事故における保険金請求手続についての成年後見制度利用の義務化などに向けた研究を行う。
- ② 「高次脳機能障害者を支援する親族後見人のための行動指針」班（班長・大輪典子委員）は、標題の指針作成を行っている。極めて困難な作業であるが、家族会などの協力を求め、次期の成果をめざしている。
- ③ 「高次脳機能障害者のための施設のあり方」班（班長・井上直樹委員）は、出雲などでの調査を踏まえ、高次脳機能障害の特性に応じた施設のあり方を提案するよう、次期に向けた取組みを行った。
- ④ 「信託の利用の研究」班（班長・遠藤英嗣委員）では、養護者なき後問題などに対応するための福祉信託の研究を行い、次期への成果をめざしている。

(高次脳機能障害に関する研究委員会委員長 長谷川 秀夫)



■委員会報告■——判例研究委員会

現在、判例研究委員会のメンバーは17名である。昨年度に引き続いて、今年度も、成年後見に関する裁判例の収集、裁判例の分析・検討を中心に活動を行い、研究成果を本学会誌やじゃがれたーに掲載した。今年度で開催された研究会および研究成果は次のとおりである。

① 第20回（平成23年5月28日）

〔報告者〕 平山也寸志委員

〔報告内容〕 鳥取家裁平成20年10月20日審判・家庭裁判月報61巻6号112頁（実践成年後見38号110頁、成年後見法研究9号245頁）

② 第21回（平成23年7月16日）

③〔報告者〕 熊谷士郎委員

〔報告内容〕 岡山地裁倉敷支部平成14年11月12日判決・判例集未登載（実践成年後見39号127頁）

④〔報告者〕 西島良尚氏（流通経済大学教授・弁護士）

〔報告内容〕 東京高裁平成22年10月7日判決・判例タイムズ1332号64頁（実践成年後見38号71頁、本会報本号6頁。池田直樹「知的障がいのある後見人選任と家裁調査官の役割—福山後見人横領事件裁判より」実践成年後見37号83頁参照）

③ 第22回（平成23年10月22日）

③〔報告者〕 藤原正則氏（北海道大学教授）

〔報告内容〕 広島地裁福山支部平成22年9月15日判決・訟務月報57巻3号626頁（実践成年後見40号92頁、成年後見法研究9号226頁）

④〔報告者〕 中村昌美委員

〔報告内容〕 東京地裁平成16年9月27日判決・判例集未登載（成年後見法研究9号235頁）

④ 第23回（平成24年2月25日）

⑤ 星野茂委員（東京家裁平成21年8月14日審判・家庭裁判月報62巻3号78頁）

⑥ 花立文子会委員（東京高裁平成22年12月8日判決・金融・商事判例1383号42頁）

その他にも、研究成果として、村田彰「後見開始と『精神上的の障害』」本会報17号11頁がある。

（判例研究委員会委員長 村田 彰）

後見制度支援信託について  
——広報委員会注記——

最高裁判所は、親族後見人による不祥事を未然に防止するため、「後見制度支援信託」の運用を平成24年2月から開始した。この制度は、成年被後見人等が一定以上の資産を持っている場合、現預金のうち、日常生活に必要な分だけを親族後見人が管理し、その他については信託財産として信託銀行が管理するというものである。制度が始動すれば、事例に応じた柔軟な資産管理に影響が出てくるのではないかなどの問題点が指摘されており、慎重な対応をすべきことから注目されている。

〈告知〉

第2回成年後見法世界会議が以下のように開催されることである（詳細は、〈<http://agac2012.conorg.com.au/index.html>〉参照）。

《第2回成年後見法世界会議》

〈日程〉 2012年10月15日(月)～16日(火)

※17日(水)には、オプションワークショoppも行われます。

〈場所〉 メルボルン（オーストラリア）

Hilton on the Park Hotel

（世界大会実行委員会事務局長 高橋 弘）

## ◆第9回学術大会へ向けて◆

大会・実行委員長 星野 茂

本年の学術大会は、明治大学駿河台キャンパスにおいて、次のとおりの要領で開催いたします。

第9回学術大会では、2006年12月に採択され、わが国においても批准に向けた取組みが進められている「障害者権利条約」を成年後見とのかかわりから捉えたときに浮かび上がってくる問題について議論すべく、統一テーマを「障害者権利条約と成年後見」とし、各分野からの報告、およびそれをもとにしたパネルディスカッション等を行います。



【日 程】 平成24年 5月26日(土) 10時～17時30分

【場 所】 明治大学駿河台キャンパス  
リバティタワー

【聴講料】 正会員  
賛助会員（2名まで） } 無料  
会友  
一般 2000円

【開 場】 午前9時30分

【統一テーマ】 障害者権利条約と成年後見

【概 要】 [基調報告]

新井誠／長瀬修／田山輝明

[パネルディスカッション]

赤沼康弘／柴田洋弥／川島聡／

岩井英典 ほか

[指定討論] 竹中勲

【申込み】 事務局 FAX 03-5798-7278

E-mail j\_jaga@nifty.com

※懇親会（参加費5000円）参加の有無もご明記ください。

### 日本成年後見法学会をご紹介します！

日本成年後見法学会では、成年後見制度発展のため、入会希望者を募集しております。お近くに成年後見制度に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ学会をご紹介します。

本学会には、正会員、賛助会員、会友の3種類の形で活動に参加していただくことができます。正会員は、成年後見制度に関する実践活動を行い、または法的問題について研究する個人となっており、成年後見制度を研究する学者や、成年後見実務を行う実務家等が該当します。賛助会員は、本学会の事業を賛助するため入会する個人または団体です。会友は、本学会の活動に参加することを希望し、もしくは情報を求める個人となっており、成年後見制度を利用する一般の方、およびその親族等が該当します。

入会申込書等の書類が必要な場合は、事務局までご連絡いただければお送りいたします。多くの方にご参加をいただき、よりよい成年後見制度へとつなげたいと思います。

#### 【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

(株)民事法研究会内

TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278

E-mail j\_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ あれから1年。平凡な毎日、何事もない日常の暮らし、さりげない家族との会話。これこそが最上の幸せと噛みしめる。今こそ就活や婚活ならぬ、生活（生きることの活動）の意味を改めて見直したい。（山口栄三郎）